

福井県立奥越高原青少年自然の家食事提供等業務委託
公募型プロポーザル参加要領

福井県立奥越高原青少年自然の家の食事提供等業務委託における公募型プロポーザル(以下、「プロポーザル」という。)への参加については、この要領によるものとする。

1 業務委託の趣旨

専門業者が有するノウハウやアイデアを活用することにより、安全安心で栄養バランスのとれた、利用者にとって魅力ある食事の提供を通じて、体験活動の充実向上を図る。

2 業務委託内容

別紙1「福井県立奥越高原青少年自然の家食事提供等業務委託仕様書」参照

3 参加要件

プロポーザルに参加できる者(以下、「参加者」という。)は、次の(1)～(3)に掲げる事項をすべて満たすこと。

(1)資格

飲食業の運営に必要な許可・免許等(食品衛生責任者等)を有するものであること。

(2)事務所所在地

本社等主たる事務所が福井県内に所在していること。

(3)業務実績

○福井県内外を問わず100食以上の食堂等を運営した実績を有するかまたは1回当たり100食以上の食堂等に勤務実績がある調理師の配置が可能なこと。

○アレルギー対応ができる栄養士等の人材確保が可能なこと。

○業務を遂行するためのスタッフ等の配置が可能なこと。

4 提案資格の喪失

この要領に基づく公募の日から業者選定の日までに、次の(1)～(5)のいずれかに該当したときは、提案資格を喪失する。

(1)福井県が行う指名競争入札に関する指名停止の措置を受けている。

(2)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生開始手続きの申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)の規定による更生手続開始の申立て、または、破産手続開始の申立てが行われている。

(3)県税を滞納している。

(4)企画提案に関係する県職員、青少年自然の家職員およびプロポーザルの審査委員に対する働きかけの事実が認められた。

(5)福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号)に定める暴力団又は暴力団員と密接な関係を有すると認められた。

5 現地説明会

次の(1)～(3)により、現地説明会を開催する。

- (1)日 時 令和7年12月16日(火) 13時より
- (2)集合場所 福井県立奥越高原青少年自然の家 第1研修室
※別紙「現地説明会会場案内図」参照
※研修室での説明後、食堂を案内予定

(3)参加申込

ア 申込方法 E-メールにより、次の各事項を記載して、イに記載のアドレスに申込みを行うものとする。

①会社名 ②参加人数 ③参加される方の代表者氏名

イ 申込アドレス okuetu@pref.fukui.lg.jp

ウ 申込期限 令和7年12月14日(日)12時

6 質問の受付および回答

次の(1)～(3)により、プロポーザルに関する質問を受け付け、回答する。

- (1)質問は、E-メールにより、御社名および担当者名を記載して、5(3)イに記載のアドレスに行うものとする。
- (2)質問の受付期間は、令和7年12月4日(木)9時から令和7年12月19日(金)12時までとする。
- (3)回答は、質問受後速やかにメールで回答、または、当所ホームページに掲載する。

7 プロポーザルへの参加申込要領

プロポーザルへの参加申込みは、次の(1)～(5)に定めるところにより作成し、提出するものとする。

(1)提出書類

- ア 参加申込書(様式1)
- イ 法人等の概要(様式2)
- ウ 会社の組織体制がわかる資料、パンフレット等
- エ 業務運営の実績(様式3)
- オ 様式2に明記した資格、登録等の写し
- カ 参加資格に係る誓約書(様式4)
- キ 納税証明書(県税分)
- ク 朝食、昼食、夕食各3種類以上の献立サンプルおよび栄養価計算結果
- ケ 特別食(地産地消)の献立サンプル

(2)提出部数 各1部

(3)参加申込期限 令和7年12月26日(金)12時

(4)提出方法 持参または郵送によること。 ※郵送は参加申込期限当日消印有効

(5)提出先 福井県立奥越高原青少年自然の家
〒912-0131 福井県大野市南六呂師169-8

8 参加資格の確認

参加資格確認の結果は、申込書類を提出した者に対し、令和8年1月9日(金)までに書面により通知する。

9 企画提案書の提出要領

(1)作成要領

企画提案書(様式5)の内容は、別紙1の仕様書の内容に即して、別紙2の作成要領により作成するものとする。

(2)提出期限 令和8年1月16日(金)

(3)提出方法 7(4)と同じ

(4)提出部数 6部

※提出された企画提案書は返却しない。

※企画提案書(様式5)に関しては、1部原本、5部は複写可

(5)提出先 7(5)と同じ

(6)提出辞退

プロポーザルへの参加申込みを行った後に企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出期限までに、上記(5)に提出すること。この場合、「10 企画提案」を辞退したものとみなす。

なお、企画提案書提出の辞退は任意であり、当該辞退による本施設の不利益な取扱いはない。

提案内容は、プロポーザルのみに使用するものであり、公表または第三者に個別に情報提供することはない。

10 企画提案の審査、業者の選定および選定結果通知

(1)審 査 企画提案の審査、また、これに基づく業者の選定は、別に定める「福井県立奥越高原青少年自然の家食事提供等業務委託 公募型プロポーザル審査基準」(別紙①)により行う。

(2)留意事項 書面審査を行い、次の「10 プレゼンテーション」を実施する。

(3)審査結果 審査結果は、審査会終了後速やかに通知する。

(4)審査経緯 審査経緯については公表しない。

11 プレゼンテーション

企画提案の審査に係るプレゼンテーションを次の(1)～(3)により行う。

(1)日 時 令和8年1月20日(火)～30日(金)までのいずれか1日

※1社につき30分(説明20分、質疑応答10分)とする。

※各社の時間割については別途連絡する。

(2)場 所 福井県立奥越高原青少年自然の家 第1研修室

(3)準 備 物 パワーポイントを用いる場合は、青少年自然の家がパソコン、プロジェクター、スクリーンを準備。出席業者はデータのみ USB で持参すること。

12 契約方法等

別紙1の仕様書の内容に即して業務契約を締結する。